



宮 崎 県 公 報

平成25年 6 月28日（金曜日）号外 第 40 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

目 次

	頁
選挙管理委員会告示	
○選挙の執行に伴う選挙人名簿登録の被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧期間……………	1
○選挙の執行に伴う在外選挙人名簿に登録した者の氏名等の縦覧期間……………	1

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第20号

第23回参議院議員通常選挙の宮崎県選出議員選挙の執行に伴い、公職選挙法（昭和25年法律第 100号）第22条第 2 項の規定により登録する選挙人名簿の被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び登録した者の氏名等を記載した書面を縦覧に供する期間は、次のとおりとする。

平成25年 6 月28日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

- 1 被登録資格の決定の基準となる日 平成25年 7 月 3 日
（ただし、年齢については、選挙の期日とする。）
- 2 登録を行う日 平成25年 7 月 3 日
- 3 縦覧期間 平成25年 7 月 4 日

宮崎県選挙管理委員会告示第21号

第23回参議院議員通常選挙の宮崎県選出議員選挙の執行に伴い、公職選挙法（昭和25年法律第 100号）第30条の 6 第 1 項の規定により在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面を縦覧に供する期間は、次のとおりとする。

平成25年 6 月28日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

縦覧期間 平成25年 7 月 4 日